

## 四半期会計基準専門委員会での検討

### - 第二回会合（７月２９日）での主な論点 -

- ・ 四半期財務諸表の構成（論点２）・・・連結損益計算書、連結貸借対照表、連結キャッシュフロー計算書に加えて、「連結剰余金計算書（又は連結株主資本等変動計算書）」を対象とするか。
- ・ 開示対象期間（論点６）・・・・・・・・四半期連結損益計算書等のフロー情報については、期首からの累計情報に加えて、当該四半期（３カ月間）の情報開示を求めるか。
- ・ 注記情報の基本的スタンス（論点７）
  - ・・・・・・・・財務諸表利用者は過去の財務情報入手可能という前提に立ち、直近の年度財務諸表（又は直前四半期財務諸表）注記項目のうちで変動のないものは基本的には記載する必要はなく、企業の財政状態の変動や経営成績を理解する上で重要な事項に限定して開示を行うか。

## 審議事項（５）

（内容は今後の審議により変更される場合があります）

### １．四半期会計基準の目的

（論点１）

四半期会計基準の目的について、中間連結財務諸表作成基準の表現と同一でよいか。

（事務局文案）

現行の中間財務諸表よりもより適時な開示が求められることを踏まえて、「本会計基準は、四半期財務諸表に適用される会計処理及び表示を定めることを目的とする。四半期財務諸表は、四半期に係る企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関し、投資者その他の関係者に適時にかつ信頼しうる情報を提供するものでなければならない。」とすることでどうか。

\* 「適時かつ信頼しうる情報」とする理由

中間財務諸表作成基準と同様に、「有用な情報」という表現を使うことも考えられるが、金融審議会ディスクロージャー報告書では45日以内の公表を求めていることを勘案すると、中間財務諸表以上に速報性という点を意識して、「適時かつ信頼しうる情報」という表現を使用する。

〔四半期開示の意義〕

- 金融審議会ディスクロージャー・ワーキング・グループ報告書抜粋 -

近年、企業を取り巻く経営環境の変化は激しく、これに伴い、企業業績も短期間のうちに一層、大きく変化するようになってきている。こうした状況の下では、投資者に対し、企業業績等に係る情報をより適時に開示することが求められるとともに、これを通じて、企業内においても、より適時に経営管理に必要な情報を把握し、的確な経営のチェックを行っていくことが期待される。四半期開示は、以上のようなニーズを受け、・・・導入されてきた。

< 参考 >

（日本）

中間連結財務諸表は、中間会計期間に係る企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関し、有用な情報を提供しなければならない。

（IAS 第 34 号）

本基準書は、中間（interim）財務報告書の最低限の内容を定め、かつ中間期間に係る完全な財務諸表又は要約財務諸表に適用される認識及び測定原則を定めることを目的としている。適時かつ信頼しうる中間報告によって投資者や債権者その他の人たちの、企業の収益力、キャッシュ・フロー、財政状態及び流動比率を理解する能力が

## 審議事項（５）

（内容は今後の審議により変更される場合があります）

増進する。

（カナダ section 1751）

本基準の目的は、中間（interim）財務諸表の基準を確立することである。速報性及び信頼性のある中間報告は、投資者や債権者及びその他の関係者が、企業の利益や現金稼得能力や財政状態及び流動性について理解することに資する。

## ２．四半期財務諸表の構成

（論点２）

（連結）損益計算書、（連結）貸借対照表、（連結）キャッシュ・フロー計算書に加え、（連結）剰余金計算書（又は（連結）株主資本等変動計算書）を四半期財務諸表とするか。

会社法専門委員会での株主資本等変動計算書導入に関する審議結果も踏まえて、最終的には検討することとなるが、以下の案が考えられる。

（１案 - a）四半期財務諸表の種類は、現行の中間財務諸表と同様にする。

（理由）

- ・ 現行の中間（連結）財務諸表では、（連結）損益計算書及び（連結）貸借対照表に加え、（連結）キャッシュ・フロー計算書や連結剰余金計算書も開示対象となっている。
- ・ 基本的な財務諸表の一部の任意開示や開示除外は好ましいものではない。
- ・ 海外の会計基準（国際会計基準、カナダ基準）では、四半期連結剰余金計算書または四半期（連結）株主資本等変動計算書を四半期財務諸表としている。
- ・ 東証上場会社において、自主開示ではあるが、四半期連結剰余金計算書を添付している会社は平成 17 年 3 月期第 3 四半期で 433 社（構成比 30.8%）と増加傾向にあり、開示情報の信頼性確保の観点から、会計基準を手当てする必要がある。
- ・ 四半期財務諸表を公認会計士がレビューするに際し、四半期連結剰余金計算書（又は（連結）株主資本等変動計算書）を開示している場合には、会計基準がないとレビューの対象とすることができない。

（１案 - b）四半期財務諸表の種類としては、四半期（連結）損益計算書・四半期（連結）貸借対照表、四半期（連結）キャッシュ・フロー計算書とし、四半期連結剰余金計算書（又は（連結）株主持分等変動計算書）は任意規定（「開示が望ましい」）とする。

なお、株主資本等に重要な変動があった場合には、その旨及び主な変動事由を注記する。

（理由）

- ・ 東証上場会社において、任意開示であるが、四半期連結剰余金計算書を添付している会

## 審議事項（５）

(内容は今後の審議により変更される場合があります)

社が存在することを考慮し、会計基準を手当てする必要がある。

- ・ 四半期財務諸表を公認会計士がレビューするに際し、四半期連結剰余金計算書(又は(連結)株主資本等変動計算書)を開示している場合には、会計基準がないとレビューの対象とすることができない。

(２案) 四半期財務諸表の種類は、四半期(連結)損益計算書・四半期(連結)貸借対照表、四半期(連結)キャッシュ・フロー計算書とする。

なお、株主資本等に重要な変動があった場合には、その旨及び主な変動事由をする。

(理由)

- ・ 四半期キャッシュ・フロー情報は投資者の情報ニーズがあるが、四半期連結剰余金計算書の情報ニーズは少ない。
- ・ 金融審ディスクロージャー報告書では、四半期(連結)損益計算書・四半期(連結)貸借対照表に加え、四半期(連結)キャッシュ・フロー計算書の開示が求められているが、四半期連結剰余金計算書には触れていない。
- ・ 開示の迅速性の観点から、投資情報としてのニーズの少ないものの作成は行わないこととすべきである。

<参考>

(日本)

中間連結財務諸表： 貸借対照表、損益計算書、剰余金計算書、キャッシュ・フロー計算書  
個別ベースの中間財務諸表： 貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書

(IAS 第 34 号)

貸借対照表、損益計算書、持分変動計算書、キャッシュ・フロー計算書

(カナダ section 1751)

貸借対照表、損益計算書、剰余金計算書、キャッシュ・フロー計算書

(米国 APB 第 28 号：1973 年公表)

公開会社は、損益計算書に加え、貸借対照表及び資金収支に関する情報を開示することが望ましい。これらを開示しない場合は、・・・株主持分の重要な変動を開示すべきである。

- \* SEC レギュレーション S-X では、公開会社に対して、連結 P/L、連結 B/S、連結 C/F の開示を求める。

## 審議事項（５）

(内容は今後の審議により変更される場合があります)

### （論点３）

金融審ディスクロージャー報告書では、連結財務諸表作成会社は、原則連結ベースでの開示を求めているが、会計基準としては個別財務諸表と連結財務諸表の会計基準を定める必要があるのか。

### （事務局案）

連結対象子会社が無く、個別ベースの財務諸表のみを開示する会社があるほか、連結財務諸表は個別財務諸表に準拠して作成することとなっていることを踏まえると、連結財務諸表の基準をベースとしつつも、個別財務諸表の基準も定めることでどうか。

また、四半期連結会計基準の中に、現行の中間連結財務諸表作成基準と同様、「四半期連結財務諸表は、企業集団に属する親会社及び子会社が一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成した四半期財務諸表を基礎として作成しなければならない」という文言を設けることでどうか。

### <参考>

東証上場会社では、平成 17 年 3 月期第 3 四半期において、連結のみ開示 824 社、連結及び個別 581 社、個別のみ（連結非作成会社）102 社という状況である。

### （論点４）

四半期会計基準の中に、連結財務諸表作成会社は、個別財務諸表の作成・公表は必要ないと定めるべきか。

### （事務局案）

金融審ディスクロージャー報告書を踏まえると、連結財務諸表作成会社が個別財務諸表の開示を必要となるかどうか（特に第二四半期）は、投資者の情報ニーズを踏まえて最終的に検討することになると思われる。その際、セグメント情報の充実や四半期のタイムリーな開示のほか、非財務情報の内容なども含めて総合的な判断となると考えられる。したがって、連結財務諸表作成会社の個別財務諸表の開示の要否は、開示情報の制度設計に関わる話であるため、四半期会計基準を検討する ASBJ の守備範囲を超えるものであると考える。

なお、現状、四半期連結財務諸表と四半期個別財務諸表の両方を開示している会社もかなりの数にのぼっている。

## 審議事項（５）

(内容は今後の審議により変更される場合があります)

### ３．四半期財務諸表の表示方法

(論点５)

四半期財務諸表の表示方法は、現在の中間連結財務諸表作成基準と同じような規定を設けることでよいか。

(事務局案)

(現行の中間連結財務諸表作成基準の表現と同様とする。)

利用者の時系列比較分析を損なわない範囲で、表示科目を集約できるということかどうか。具体的には、「四半期連結財務諸表の表示方法は、連結財務諸表に準じる。ただし、資産、負債、資本、収益及び費用等の科目は、四半期会計期間に係る企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローに関する利害関係者の判断を誤らせない限り、集約して記載することができる」ということでどうか。

\* (別添資料１) 連結財務諸表と中間連結財務諸表の科目表示の比較(連結財規、中間連結財規)を参照

(東証アンケート)

中間 F/S と同じ科目表示 499 社、要約した開示 714 社

(アナリスト協会要望)

期末よりも中間、中間よりも四半期の情報が簡便な内容であってもやむをえないという意見が 68%であった。

(IAS 第 34 号)

中間財務諸表は、最低限、次のものを含んでいなければならない。要約貸借対照表、要約損益計算書、要約持分変動計算書・・・

要約財務諸表は、少なくとも直近の年次財務諸表中に掲記された各々の見出し及び小計並びに精選された説明的注記を含んでいなければならない。

(カナダ section 1751)

直近の年度財務諸表に含まれる表題と小計、年度財務諸表と同じ科目

(米国 APB 第 28 号：1973 年公表)

## 審議事項（５）

(内容は今後の審議により変更される場合があります)

### ４．開示対象期間

(論点６)

四半期損益計算書等のフロー情報について、期首からの累計情報に加えて、当該四半期（３か月間）の情報の開示を求めるのか。

貸借対照表は、四半期末と、直前会計年度末とするが、四半期損益計算書等のフロー情報の取り扱いについて、以下の案が考えられる。

(１案) フロー情報もすべて累計情報のみ開示

(考え方)

- ・ワーキング・グループや昨年行ったヒアリング結果での作成者サイドの大多数の意見である。
- ・業績見通しの進捗度合を把握する。
- ・業績管理を年度単位で行っている所が多い。
- ・四半期単位では納期ズレ等により四半期売上高や利益が前年同期と比較して大きく変動した場合、ミスリードする虞がある。

(２案) フロー情報のうち、四半期損益計算書のみ当該３か月、年初からの累計、前年同期を開示

(考え方)

- ・ワーキング・グループや昨年行ったヒアリング結果での投資者サイドの情報ニーズを踏まえたものである。
- ・業績見通しの進捗度合の把握に加え、収益動向の変化点を把握するためには、前年同期分析と累計分析の両方が必要である。
- ・四半期別利益を開示すれば、年次利益をよりも正確に次年度利益を予測できる。
- ・四半期売上高や利益が前年同期と比較して大きく変動した場合、累計情報だけではミスリードする虞がある。
- ・海外の基準では、少なくとも利益情報については、直前３か月も開示している。

(３案) すべてのフロー情報は、当該３か月、年初からの累計、前年同期を開示

(考え方)

- ・業績見通しの進捗度合の把握に加え、収益動向、キャッシュ・フロー動向の変化点を把握するためには、前年同期分析と累計分析の両方が必要である。

## 審議事項（５）

(内容は今後の審議により変更される場合があります)

派生論点：

直前 3 か月の開示を求める場合、第 4 四半期の開示も行う必要があるのか。

直前 3 か月の開示を求める場合、作成方法まで指定するのか。

上記の論点の方向性が得られた段階で、検討する。

< 参考 >

( 東証調査 )

東証上場会社では、平成 17 年 3 月期第 3 四半期において、9 か月累計のみ開示 1,503 社、9 か月累計と直近 3 か月開示 72 社、直近 3 か月のみ開示 7 社という状況である。

( アナリスト協会要望 )

累計値と 3 か月の直前期の併記が望ましい。

( IAS 第 34 号 )

貸借対照表・・・中間期末、直近会計年度末

損益計算書・・・当該中間期、年初からの累計、直近会計年度

持分変動計算書、キャッシュ・フロー計算書・・・年初からの累計、直近会計年度

( カナダ section 1751 )

貸借対照表・・・中間期末、直近会計年度末

損益計算書・・・当該中間期、年初からの累計、  
前年同期のもの（中間期、累計）

剰余金計算書・・・年初からの累計、前年同期のもの

キャッシュ・フロー計算書・・・当該中間期、年初からの累計、前年同期のもの  
（中間期、累計）

( 米国 APB 第 28 号：1973 年公表 )

損益計算書・・・当該中間期、年初からの累計、前年同期のもの（中間期、累計）

## ５．注記情報の基本的スタンス

（論点７）

注記情報は、現行の中間財務諸表と同程度に詳細な開示を求める必要があるか。

（事務局案）

注記の基本的スタンスとしては四半期財務諸表は、現行の中間財務諸表よりも適時な開示を求めているので、海外の基準を参考にして、投資情報の後退にならないように配慮して、簡略化を図ることでどうか。

具体的には、「財務諸表利用者は過去の開示情報を入手可能という前提に立ち、直近の年度財務諸表（又は四半期財務諸表）注記項目のうちで変動のないものは基本的には記載する必要はなく、企業の財政状態の変動や経営成績を理解する上で重要な事項に限定して開示を行う」ということでどうか。

金融審ディスクロ報告書で示されているセグメント情報以外の注記情報としては、連結範囲の変更、会計方針の変更、販売費及び一般管理費の主な内訳、特別損益の内訳、固定資産の減価償却費、持分法投資損益、保証債務等の偶発債務、後発事象、事業の性質上著しい季節変動がある場合はその変動、継続企業の前提に関する開示などが検討対象と考えられる（詳細検討は、第３回会合で行う）。

（日本）

・ 中間連結財務諸表

- 1．連結の範囲等、
- 2．中間決算日の差異、
- 3．会計処理の原則及び手続等、
- 4．その他の注記情報

・ 中間財務諸表

上記の３以下と同様の記載を求めている。

（カナダ section 1751）

企業の間接財務諸表の利用者は、その企業の直近の年度財務諸表が利用可能であると想定し、年度財務諸表で既に報告された情報で重要性の乏しいものは更新する必要はない。年度よりも少ない情報でもよい。直近の会計年度後に生じた企業の財政状態の変動や経営成績の変化を理解する上で重要な事象と取引について開示を行う。

（IAS 第 34 号）精選された説明的注記

ある企業の間接財務報告書の利用者は、当該企業の直近の年次財務諸表も入手できると考えられる。したがって、中間財務報告書の注記では、直近の年次財務報告書の注記の中ですでに報告された情報について比較的重要な更新は行う必要はない。中間期末には、直近の年次報告日後のその企業の財政状態の変動及び経営成績を理解する上で重要な事象と取引についての説明こそが有益である。